

加東市地域防災計画

【風水害等対策編】

令和 7 年

加東市防災会議

目 次

第1編 総 則

第1章 計画の前提	1
第1節 計画の趣旨	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の性格と役割	1
第3 計画の構成	2
第4 計画の修正	3
第2節 防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務	4
第1 防災機関の事務又は業務の大綱	4
第2 市民等の責務	10
第2章 災害に関する現状と課題	12
第1節 自然的条件	12
第1 地形	12
第2 地質	13
第3 気象	13
第2節 社会的条件	16
第1 人口・世帯	16
第2 土地利用	17
第3 交通	17
第4 産業	19
第3節 風水害等の危険性と被害の特徴	20
第1 風水害発生状況	20
第2 風水害等の危険性	23
第3 災害想定	24

第2編 災害予防計画

第1章 基本方針	27
第1 災害応急対策に係る備えの充実	27
第2 市民参加による地域防災力・減災力の向上	27
第3 堅牢でしなやかな防災基盤の整備	27
第4 その他の災害予防対策の推進	27
第2章 災害応急対策に係る備えの充実	29
第1節 組織体制の整備	29
第2節 研修・訓練の実施	30
第1 研修	30
第2 防災訓練	30

第3	自主防災組織への防災訓練に関する指導	31
第4	職員行動マニュアル等の作成	31
第3節	関係機関等との応援体制の整備	32
第1	県、近隣市町等との連携強化	32
第2	防災関係機関等との連携強化	32
第3	民間企業等との連携強化	32
第4	応援・受援体制の整備	32
第5	広域避難・広域一時滞在の体制の整備	32
第4節	情報収集・伝達体制の強化	34
第1	災害時非常無線通信体制の充実強化	34
第2	フェニックス防災システムの活用	34
第3	防災気象情報提供システム等の活用	34
第4	加東市防災気象情報サイトの活用	34
第5	I C Tの活用	34
第6	監視カメラの整備と活用	34
第7	市民に対する通信連絡手段の整備	34
第5節	防災拠点の整備	36
第1	地域防災拠点（物資集積拠点）の整備・充実	36
第2	コミュニティ防災拠点の整備・充実	37
第3	広域防災拠点等との連携	37
第6節	火災予防対策の推進	38
第1	出火防止・初期消火体制の整備	38
第2	消防力の強化	39
第7節	防災資機材の整備	40
第1	自主防災組織等の資機材	40
第2	防災資機材	40
第8節	災害救急医療システムの整備	41
第1	災害対応病院等の整備	41
第2	災害救急医療システムの充実	41
第3	医薬品等の確保	41
第4	市民に対する啓発	41
第5	災害医療体制等の整備	41
第9節	緊急輸送体制の整備	42
第1	緊急輸送路ネットワークの形成	42
第2	緊急交通路の確保	42
第3	ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用	43
第10節	避難対策の充実	43
第1	避難所等の指定	43
第2	避難所管理運営体制の整備	45

第 3	施設、設備の整備	45
第 4	避難所運営組織の育成	46
第 5	避難所開設・運営訓練	46
第 6	避難所管理・運営マニュアルの普及・周知	46
第 7	感染症に対応した適切な避難対策	46
第 8	避難指示等発令判断の準備	46
第 9	「マイ避難カード」等の普及による避難意識の向上	47
第 10	在宅避難者等への支援	47
第 11 節	備蓄体制等の整備	48
第 1	基本方針	48
第 2	食料	48
第 3	生活必需物資	49
第 4	衛生物資	50
第 5	応急給水	50
第 6	医薬品	51
第 12 節	家屋被害認定体制等の整備	52
第 1	家屋被害認定体制の整備	52
第 2	被災宅地危険度判定体制の整備	52
第 3	兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）への加入促進	52
第 13 節	廃棄物対策の充実	54
第 1	実施責任	54
第 2	災害廃棄物処理計画の策定	54
第 3	応援体制の整備	54
第 14 節	要配慮者支援対策の充実	56
第 1	健康・福祉・医療の連携	56
第 2	要配慮者支援体制の確保	56
第 3	要配慮者自らの備えの充実	57
第 4	社会福祉施設等の整備	57
第 5	要配慮者利用施設に係る総合的な災害対策の実施	58
第 15 節	災害ボランティア活動の支援体制の整備	59
第 1	災害ボランティア受入計画の作成	59
第 2	受入体制の整備	59
第 3	災害ボランティア活動の環境整備	59
第 4	県災害救援専門ボランティアの活用	60
第 16 節	水防対策の充実	60
第 1	雨水出水浸水想定区域の指定・公表等	61
第 2	洪水予報等の伝達方法	61
第 3	洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保	61
第 4	浸水想定区域における避難確保措置	61

第5	避難確保計画の作成指導等	61
第6	市民への周知	61
第17節	土砂災害対策の充実	63
第1	警戒避難体制の整備	63
第2	風水害に伴う土砂災害による被害を防止するための対策	63
第3	土砂災害警戒区域等における避難確保措置	63
第4	避難確保計画の作成指導等	63
第18節	中山間地等における風水害対策	65
第19節	災害対策基金の積立・運用	66
第20節	重要施設の防災対策	67
第1	重要施設の登録	67
第2	平常時の取組	67
第3章	市民参加による地域防災力・減災力の向上	68
第1節	防災に関する学習等の充実	68
第1	市民に対する防災思想の普及	68
第2	災害教訓の伝承支援	68
第3	市民に対する防災・減災知識の普及	68
第4	市及び防災関係機関の職員が習熟すべき事項	69
第5	防災要員等の養成	70
第6	防災上重要な施設の職員等に対する教育	70
第7	学校における防災教育	70
第2節	自主防災組織の育成強化	72
第1	方針	72
第2	活動	72
第3	自主防災組織への指導、支援	73
第3節	自主防災体制の整備	74
第1	地区防災計画の策定	74
第4節	消防団の充実強化	75
第1	内容	75
第5節	企業等の地域防災活動への参画促進	76
第1	災害時に企業等が果たす役割	76
第2	企業等の平常時対策	76
第3	企業等の自衛防災組織	76
第4章	堅牢でしなやかな防災基盤の整備	78
第1節	市街地等の防災構造の強化	78
第1	安全・安心な都市づくりの推進	78
第2	市街地等の防災構造化	78
第3	市街地等を連絡する道路ネットワークの確保	78
第4	幅員狭小区間道路の解消等	78

第5	その他施設の整備	78
第2節	水害防止施設等の整備	80
第1	河川施設の整備	80
第2	内水の排除対策の推進	80
第3	ため池施設の整備	80
第3節	防災基盤・施設等の整備	81
第1	防災基盤整備事業計画	81
第2	防災基盤整備事業の実施	81
第4節	地盤災害の防止施設等の整備	82
第1	砂防設備の整備	82
第2	地すべり防止施設の整備	82
第3	急傾斜地崩壊防止施設の整備	82
第4	治山施設の整備	83
第5	土地改良施設の整備	83
第6	宅地施設の整備	83
第7	災害危険区域対策の実施	83
第8	地盤沈下の現況	84
第5節	交通関係施設の整備	85
第1	道路施設の整備	85
第2	災害時用臨時ヘリポートの整備	85
第6節	ライフライン関係施設の整備	86
第1	電力施設の整備等	86
第2	ガス施設の整備等	87
第3	電気通信施設の整備等	89
第4	水道施設の整備等	92
第5	下水道施設の整備等	93
第5章	その他の災害予防対策の推進	95
第1節	危険物施設等の事故の予防対策の推進	95
第1	危険物の保安対策の実施	95
第2	高圧ガスの災害予防対策の実施	96
第3	火薬類の災害予防対策の実施	96
第4	毒物・劇物の災害予防対策の実施	97
第2節	大規模事故災害予防対策の推進	99
第1	交通安全の確保	99
第2	災害応急活動体制の整備	99
第3	捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え	99
第4	緊急輸送活動等への備え	100
第5	雑踏事故の予防	100
第6	防災関係機関の防災訓練の実施	101

第3節	原子力等事故災害予防対策の推進	103
第1	防護措置にかかる体制の整備	103
第2	原子力防災に関する知識の普及啓発	103
第3	要配慮者支援対策の強化	103
第4	県外からの避難の受入れ体制の整備	103
第3編 災害応急対策計画		
第1章	基本方針	105
第1	迅速な災害応急活動体制の確立	105
第2	円滑な災害応急活動の展開	105
第3	大規模事故等災害応急対策の実施	106
第2章	迅速な災害応急活動体制の確立	107
第1節	応急活動体制	107
第1	配備体制	107
第2	連絡・警戒体制	109
第3	水防対策本部及び災害対策本部	109
第4	現地災害対策本部	121
第2節	情報の収集・伝達及び報告	123
第1	情報収集・伝達手段の確保	123
第2	気象情報等の収集伝達	124
第3	被害情報の収集・調査	134
第4	被害状況報告	135
第5	施設等の被害調査	138
第6	被災者支援のための情報の収集・活用	139
第3節	防災関係機関等との連携	141
第1	自衛隊への派遣要請	141
第2	関係機関との連携	144
第4節	災害救助法の適用	147
第3章	円滑な災害応急活動の展開	150
第1節	水防活動	150
第2節	救助・救急、医療対策	151
第1	人命救出活動	151
第2	救急医療活動	151
第3	医療・助産対策	153
第3節	交通・輸送対策	155
第1	交通確保対策	155
第2	緊急輸送対策	156
第3	ヘリコプターの運航	157
第4節	避難対策	160

第 1	避難指示等	160
第 2	避難誘導	164
第 3	警戒区域の設定	164
第 4	避難所の開設	165
第 5	避難所の運営	165
第 6	避難所設備の整備	169
第 5 節	住宅の確保	171
第 6 節	食料・飲料水及び物資の供給	174
第 1	食料の供給	174
第 2	応急給水	175
第 3	緊急物資の供給	176
第 7 節	保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等	178
第 1	健康対策	178
第 2	食品衛生対策	179
第 3	感染症対策	179
第 4	遺体の火葬等	180
第 8 節	生活救援対策	182
第 9 節	要配慮者支援対策	183
第 10 節	愛玩動物の収容対策	186
第 11 節	災害情報等の提供と相談活動	187
第 1	災害広報	187
第 2	災害相談	188
第 3	災害放送の要請	189
第 12 節	廃棄物対策	191
第 1	ガレキ処理	191
第 2	ごみ処理	191
第 3	し尿処理対策	192
第 13 節	環境対策	194
第 14 節	災害ボランティアの要請・受入れ	195
第 15 節	鉄道施設の応急対策	197
第 16 節	ライフラインの応急対策	198
第 1	電力の確保	198
第 2	ガスの確保	201
第 3	電気通信の確保	204
第 4	水道の確保	209
第 5	下水道の確保	210
第 17 節	教育対策	212
第 18 節	保育対策	214
第 19 節	警備対策	215

第20節	旅客、帰宅困難者対策	216
第21節	農林関係対策	217
第22節	公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策等	219
第1	土砂災害	219
第2	道路	219
第3	河川	219
第4	ダム	219
第5	ため池	220
第6	森林	220
第7	農地・農業用施設	220
第8	宅地	220
第9	公園	220
第4章	大規模事故等災害応急対策計画	222
第1節	基本対策	222
第1	組織の設置	222
第2	配備、動員	224
第2節	情報の収集・伝達及び報告	226
第1	情報の収集・伝達	226
第2	(事故)災害の報告	228
第3	被害調査	230
第3節	防災関係機関等との連携	232
第1	専門家・専門機関等への協力要請	232
第2	自衛隊への派遣要請	232
第3	関係機関との連携	235
第4節	災害救助法の適用	236
第5節	救援・救護活動	238
第1	捜索、救助、消火及び避難誘導活動	238
第2	救急医療活動	238
第6節	緊急輸送活動及び代替輸送	242
第1	交通確保対策	242
第7節	こころのケア対策	244
第8節	遺体の火葬等	245
第9節	雑踏事故の応急対応	246
第11節	危険物等への対策	247
第1	危険物等への対策の特殊性	247
第2	責任者等	247
第3	防災関係機関	247
第12節	災害情報等の提供と相談活動	250
第1	災害広報	250

第2 相談活動	251
第5章 個別対策	252
第1 大規模火災・危険物事故災害応急対策	252
第2 原子力事故災害応急対策	257
第3 高病原性鳥インフルエンザ応急対策	264
第4編 災害復旧計画	
第1章 災害復旧事業の実施	265
第1 災害復旧事業の種類	265
第2 激甚災害の指定に関する事項	265
第3 災害復旧事業に必要な金融に関する事項	267
第2章 生活再建支援	269
第1 災害弔慰金等の支給等	269
第2 生活福祉資金の貸付	269
第3 被災者生活再建支援金の支給	269
第4 兵庫県災害援護金等の支給への協力	270
第5 租税の減免等	270
第6 介護保険における措置	270
第7 公共料金の特例措置	271
第8 職業のあっせん	271
第9 その他	271
第3章 災害公営住宅の建設	272
第4章 災害義援金の募集等	273
第5編 災害復興計画	
第1章 組織の設置	274
第1 復興本部の設置	274
第2 復興本部の組織・運営	274
第2章 復興計画の策定	275
第1 復興計画の策定手順	275
第2 復興計画の内容	276